

○松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱

平成29年5月11日

告示第140号

(目的)

第1条 この要綱は、家庭部門における地球温暖化対策を推進するため、住宅の断熱改修又は住宅用温暖化対策設備の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) PPA 対象住宅に、太陽光発電設備の所有及び管理を行う事業者（以下「PPA事業者」という。）が当該発電設備を設置し、当該発電設備によって発電された電力を当該対象住宅において電力を使用する者へ有償提供することをいう。
- (2) リース契約 対象住宅に居住する者と住宅用温暖化対策設備の所有者（以下「リース事業者」という。）とが締結する当該設備の賃貸借契約をいう。
- (3) 対象住宅 市内に所在する住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下同じ。）であって、建築後1年を経過しているもの（PPAにより太陽光発電設備又は定置型蓄電設備を設置しようとする場合を除く。）をいう。
- (4) 松本「0円ソーラー」登録プラン 市内の住宅において太陽光発電設備を設置しようとする所有者又は所有者の承諾を得た者（以下「居住者等」という。）に対し、当該住宅の居住者等が負担する費用がない設置方法として市長が認めるもの（以下「事業プラン」という。）の情報を提供するため、市に事業プランを提供する事業者として登録する制度をいう。

(補助対象機器等及び交付要件)

第3条 補助金の交付対象となる機器等（以下「対象機器等」という。）及び交付要件は、別表第1のとおりとする。ただし、中古品の設置、修繕その他これらに類するものを除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象住宅の断熱改修又は対象住宅への対象機器等の設置（以下「設置等」という。）

をしようとする当該住宅の居住者又はPPA事業者

- (2) 第11条に規定する実績報告をする時点において、対象住宅に居住し、その所在地が対象者の住所として住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票をいう。）に記録されている者（PPA事業者である場合を除く。）
- (3) 市内に事務所若しくは事業所を有する設置等を行う法人又は個人事業者（以下「設置事業者」という。）から対象機器等を購入し、及び設置をさせる者（PPA又はリース契約による場合にあっては、設置事業者を設置等をさせる者）
- (4) 補助金の交付の申請をした年度内に設置等の工事に着工し、同一年度内に設置等を完了し、実績報告書を提出することができる者
- (5) 対象住宅が賃貸住宅である場合は、当該住宅の所有者から対象機器等を設置し、又は施工することについて同意を得ている者
- (6) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 市税を滞納していない者

（補助金額の算定）

第5条 補助対象機器等及び補助金額は、次のとおりとする。ただし、補助金額は、対象者が当該補助対象機器等を設置するために負担した額を上限とする。

(1) 省エネ設備等及び太陽光発電設備

補助対象機器等			補助金額			
省エネ設備	開口部断熱改修	内窓設置	小	面積が1.7m ² 未満	6千円/箇所	左記の金額の合計額又は20万円のいずれか少ない額
			中	面積が1.7m ² 以上3.5m ² 未満	15千円/箇所	
			大	面積が3.5m ² 以上	30千円/箇所	
		外窓交換	小	面積が1.7m ² 未満	9千円/箇所	
			中	面積が1.7m ² 以上3.5m ² 未満	31千円/箇所	
			大	面積が3.5m ² 以上	30千円/箇所	

		大	面積が3.5m ² 以上	65千円/箇所
	窓ガラス交換	小	面積が0.6m ² 未満	4千円/枚
		中	面積が0.6m ² 以上1.2m ² 未満	10千円/枚
		大	面積が1.2m ² 以上	16千円/枚
	勝手口ドア交換	27千円/箇所		
	玄関ドア交換	66千円/箇所		
LED照明器具		設置機器のルーメン（光束）に1.4円を乗じた額		
高効率給湯器等	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	40千円/基		
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	50千円/基		
	家庭用燃料電池（エネファーム）	200千円/基		
	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	100千円/基		
	ハイブリット給湯器（ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器）	80千円/基		
	太陽熱利用設備（自然循環型）	40千円/基		

	太陽熱利用設備 (強制循環型)	80千円/基
	地中熱利用設備	200千円/基
太陽光発電設備 (申請者が居住者である場合)	対象機器等の太陽電池の最大出力に1kW当たり2万5千円を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額	
太陽光発電設備 (申請者がPPA事業者である場合)	45千円。ただし、住宅の建築後に設置する場合は、50千円	

(2) 蓄電設備

補助対象機器等	補助金額
蓄電設備 (申請者が居住者である場合)	1申請当たり100千円
蓄電設備 (申請者がPPA事業者である場合)	1申請当たり50千円

(3) 電気自動車等充給電設備 (V2H)

補助対象機器等	補助金額
電気自動車等充給電設備 (V2H)	1申請当たり100千円

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅に対象機器等を設置等する場合にあっては、住宅部分に限り補助対象とする。

(補助の回数)

第6条 補助の回数は、同一年度内で、1軒の住宅につき1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付申請書(様式第1号又は様式第1号の2)に、別表第2に定める関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付決定書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、

交付決定の通知を受けた後、第7条の規定による申請の内容を変更し、又は対象機器等の設置等を中止しようとするときは、松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更後の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定により変更又は中止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金変更・中止承認決定書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、第8条の規定による交付決定額を上限とする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）及び別表第3に定める書類の発行日の中で最も新しい日付から30日以内又はその完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に別表第3に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（対象設備の管理）

第13条 補助金の交付を受けて対象機器等の設置等をした者は、その対象機器等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第93号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に

係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（平成31年3月29日告示第55号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和2年3月18日告示第57号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和3年2月19日告示第23号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和4年8月1日告示第385号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和4年8月1日以後の申請に係るものから適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和5年3月30日告示第127号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和6年2月28日告示第73号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。
- (経過措置)
- 2 この告示による改正前の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

別表第1（第3条関係）

区分	対象機器等		交付要件
省エネ 設備	開口部断 熱改修	内窓設置、外窓交換、窓 ガラス交換、勝手口ドア 交換又は玄関ドア交換	・ 開口部が外気と直接接していること。 ・ 改修後の開口部の熱貫流率が3.50W/(m ² ・K)以下となる工事であること。
	LED照明 器具	灯具を含むLED照明器具 の設置	・ 屋内に設置する機器であること。ただし、車庫 及び倉庫等を除く。 ・ 一般社団法人日本照明工業会会員メーカーの機

		<ul style="list-style-type: none"> 器であること。 ・電気工事を伴って設置するものであること。
高効率給湯器等	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯部熱効率が94%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)	<ul style="list-style-type: none"> ・連続給湯効率(エネルギー消費効率)が94%以上であること。
	家庭用燃料電池 (エネファーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人燃料電池普及促進協会が機器登録制度においてリストに掲載している機器であること。
	電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が2.7以上であること。
	ハイブリット給湯器 (ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器)	<ul style="list-style-type: none"> ・熱源設備が電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器とを併用するシステムであること。 ・貯湯タンクを持つ機器であること。 ・電気ヒートポンプの中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上であり、かつ、ガス機器の給湯部熱効率が94%以上であること。
	太陽熱利用設備(自然循環型、強制循環型)	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上のメーカー保証がある機器であること。
	地中熱利用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地中熱(地下水熱を含む。)を住宅における空調又は給湯の熱利用に供すること。 ・電気ヒートポンプの中間期のCOPが3.0以上であること。 ・地下水の水位(地盤沈下)、水質、水温に悪影響が生じないものに限る。
太陽光発電設備	太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・PPAにより設置する場合は、松本「0円ソーラー」登録プランに登録された事業者が申請者であり、かつ、当該プランに登録された事業プランによる設置であること。 ・リース契約により設置する場合は、松本「0円

		<p>ソーラー」登録プランに登録された事業者かつ当該プランに登録された事業プランによる設置であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PPA以外の方法で設置する場合は、申請者が電灯契約者であること。 ・10年以上のメーカー保証がある機器であること。 ・太陽電池の最大出力（太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満は四捨五入）をいう。）が既設置分を含め10kW未満の太陽光発電設備であること。
蓄電設備	定置型蓄電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・PPAにより設置する場合は、松本「0円ソーラー」登録プランに登録された事業者が申請者であり、かつ、当該プランに登録された事業プランによる設置であること。 ・リース契約により設置する場合は、松本「0円ソーラー」登録プランに登録された事業者かつ当該プランに登録された事業プランによる設置であること。 ・5年以上のメーカー保証がある機器であること。 ・蓄電池部、インバータ、コンバータ及びパワーコンディショナ等の電力変換装置が一体的に構成されている機器であること。 ・太陽光発電設備に連結する機器であること。
	電気自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅との間で相互に電力を供給できる機能を有するものであること。 ・申請者が自動車検査証に記載された所有者又は使用者と同一の個人であること。 ・自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が

		<p>申請者の住所と同一であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証に記載された燃料の種類が電気のみであること。 ・住宅に太陽光発電設備及び電気自動車等充給電設備（V2H）が導入されている又は同時に導入されること。
電気自動車等充給電設備（V2H）	電気自動車等充給電設備（V2H）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車等と住宅の間で相互に電力を供給できる機器であること。

別表第2（第7条関係）

書類名	備考
補助金算定表（様式第1号（別紙1））	申請者がPPA事業者以外の場合
対象機器等一覧（様式第1号（別紙2））	
誓約書（様式第2号）	高効率給湯器等のうち、ヒートポンプユニットの機器等を設置する場合のみ
対象住宅の地図	対象機器等の設置等をしようとする建物の所在地（番地等）が分かるもの
見積書の写し、リース契約の見積書の写し又は電力販売契約の見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が対象機器等を購入し、設置業者にその設置等をさせる場合、その費用の内訳が分かるもの（太陽光発電設備にあっては太陽電池モジュールの定格出力及び枚数が分かるもの） ・申請者がリース契約によって太陽光発電設備及び定置型蓄電設備を設置する場合、リース契約の費用等が確認できるもの ・申請者がPPAにより太陽光発電設備及び定置型蓄電設備を設置する場合、PPAの費用等が確認できるもの

仕様書、カタログ等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付要件が確認できるもの ・ 対象機器等の外観が確認できるもの（写真等）
家屋の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象機器等を設置する箇所全てが分かるもの
対象住宅及び設置予定箇所の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全体及び対象機器等の設置等の箇所が確認できるもの ・ 定置型蓄電設備にあつては太陽光発電設備設置状況を確認できるもの ・ 電気自動車にあつては太陽光発電設備及び電気自動車等充電設備（V2H）の設置状況並びに駐車場の状況を確認できるもの
市税の滞納がない証明書	
登載証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ PPAにより設置する場合のみ ・ 対象住宅の所有者及び建築年数が確認できるもの
その他市長が必要と認める書類	

別表第3（第11条関係）

書類名	備考
設置等した対象機器等一覧 （様式第6号（別紙1））	
領収書の写し、リース契約書の写し又は電力販売契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定者が対象機器等を購入した場合、当該対象機器等の購入、設置等に係る費用を支払ったことが分かるもの ・ 交付決定者がリース契約によって太陽光発電設備及び定置型蓄電設備を設置した場合、リース契約書 ・ 交付決定者がPPAによって太陽光発電設備及び定置型蓄電設備を設置した場合、PPAの締結に係る書類

	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機器等の設置等の内容が分かるもの
工事箇所ごとの施工後の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機器等の設置等の状況が確認できるもの ・太陽光発電設備については、太陽光電池モジュールの枚数を確認できるもの。ただし、枚数が確認できない場合は、図面を添付すること。 ・電気自動車については、対象住宅の駐車場に駐車されていることが確認できるもの
自動車検査証の写し	電気自動車を導入する場合に限る。
保証書等の写し（太陽光発電設備若しくは定置型蓄電設備をリース契約又はPPAによって設置する場合及び電気自動車を導入する場合を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定者の氏名又は名称が記載されたもの ・対象機器等の型番、商品名等が記載されたもの ・メーカー又は販売代理店発行のもので、交付決定者又は施工業者宛に発行されているもの ・機器の保証書、納品書、出荷証明書その他新品の機器を設置したことが確認できるもの ・開口部断熱改修の場合の納品書及び出荷証明書については、寸法の記載があるもの
その他市長が必要と認める書類	